

えん罪の温床となる代用監獄制度の廃止を求める声明

- 1 「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」は、2006年2月2日、提言を公表した。提言は、代用監獄制度の廃止を求めなかったばかりか、今回の未決拘禁者の処遇等に関する法整備にあたっては代用監獄制度を存続させることを前提にするとしており、断じて容認できない。
- 2 代用監獄制度は、刑事事件の被疑者や被告人など法律上無罪推定を受ける未決拘禁者について、捜査機関である警察がその身柄を拘束・収容し続ける仕組みであって、自白の強要や長時間の取調べ等人権侵害を生み、えん罪の温床となってきたものである。
- 3 未決拘禁者を捜査機関である警察の管理下に置き続ける制度は、国際的にも類を見ないものである。被疑者等の未決拘禁者の人権を守るために捜査機関と身柄拘束施設を分離することは世界共通の認識であり、国際準則となっている。提言は、このような国際準則すら無視するものであって、国際的にも受け入れられるものではない。
- 4 提言は、「基本的理念と方向性」として、「治安の回復と人権の擁護は、本来、車の両輪」であり、「現実には、治安と人権のどちらを優先するか」が課題であるとし、「大切なのは、治安と人権の調和であり、バランスである」としている。しかしながら、無罪の推定を受ける未決拘禁者の処遇や施設については、人権の確保が大前提であり、治安の維持との調和、すなわち治安維持のために人権の制限を容認する議論はそれ自体が誤りである。それは、治安維持のためと称して、代用監獄を利用した長時間の取調べや被疑者・被告人に対する人格的な支配を容認するものであり、黙秘権の保障など被疑者・被告人の人権をないがしろにするものであって、到底許されない。
- 5 さらに提言は、代用監獄制度が「良好な治安の維持に大きな役割を果たし、国民の信頼を得てきたことも忘れてはならない」として、代用監獄を美化している。しかしながら、代用監獄の実際は、自白強要などの違法捜査の場であって、えん罪の温床にほかならない。現実には多くの弊害事例が報告され、えん罪で苦しむ人たちも後を絶たない。提言は、そのような人権侵害の実態を全く無視するものである。
- 6 代用監獄制度を存続させることは、警察による被疑者・被告人の拘禁を正面から認めることにほかならず、「治安の維持」の名のもとに、警察が身柄拘束を利用して自白強要等人権侵害を行うことを公認するものである。さらに、それは、警察権限の不当な拡大につながるものであり、共謀罪処罰の立法化やビラ配布行為に対する弾圧逮捕などの動きともあいまって、わが国の警察国家化に道を開くものである。
- 7 自由法曹団は、わが国を、人権より治安が優先される警察国家へ作りかえる策動を断じて許さず、代用監獄制度の存続を前提とした本提言にもとづく法案の準備に断固反対するとともに、未決拘禁者の人権擁護のために、代用監獄制度の廃止を目指してたたかう決意である。

2006年2月22日

自由法曹団 団長 坂本 修